自動車環境管理計画書等作成の手引き

千葉県環境生活部大気保全課

目 次

1.	制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	提出書類確認用フローチャート · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
3.	提出書類の種類と提出期限	
	(1)自動車環境管理計画書· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	(2)自動車使用管理計画書·····	3
	(3)自動車環境管理者選任(解任)届出書	4
	(4) 自動車環境管理計画書変更届出書· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
4.	届出様式と提出方法	
	(1)届出様式の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2)自動車環境管理計画書等の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5.	自動車環境管理計画書の作成方法	
	A 表紙シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	B 事業所シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	C 排出量シート①······	7
	排出量シート②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	D 代替シート・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
	E 措置シート・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2
	Q&A·····1	3
6.	自動車使用管理計画書の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・1	4
	Q&A······1	5
7.	自動車環境管理者選任・解任届出書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8.	自動車環境管理計画書変更届出書の記入例・・・・・・・・・・・・・ 1	6

1. 制度の概要

【千葉県環境保全条例】

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、千葉県内で**特定自動車**^{*1}を30台以上使用している事業者(以下「**特定事業者**」とします。)は、千葉県環境保全条例に基づき、「自動車環境管理計画書」を提出する義務があります。

なお、この計画書の記載事項は、「自動車の使用に伴う環境負荷の低減を図るための 指針」に基づいたものになります。

また、「自動車環境管理実績報告書」により、計画書に記載している事項についての実績を事業年度毎に報告する義務があります。

【自動車 NOx·PM 法】

特定事業者のうち、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下、「自動車NOx・PM法」とします。)で規定する千葉県内の**対策地域内^{*2}を使用の本拠として特定自動車**を30台以上使用している事業者(**自動車運送事業者等**^{*3}は除く)は、自動車NOx・PM法に基づく「自動車使用管理計画書」を提出する義務があります。

また、「自動車使用管理状況報告書」により、計画書に記載している事項についての実績を事業年度毎に報告する義務があります。

※「自動車運送事業者」や「第二種貨物利用運送事業者」に該当する場合は所轄の運輸支局へ「自動車使用管理計画報告書」または「定期報告書」の提出をしてください。(詳細や様式等については下記関東運輸局 HP 参照)

URL : https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/nox_pm/index.htm

※1特定自動車とは

貨物自動車(1、4、6ナンバー)、乗合自動車(2ナンバー)、乗用自動車(3、5、7ナンバー)及び特種用途 自動車(8ナンバー)

なお、軽自動車、二輪車、特殊自動車(0、9ナンバー)及び被けん引車を除きます。

※2 対策地域とは

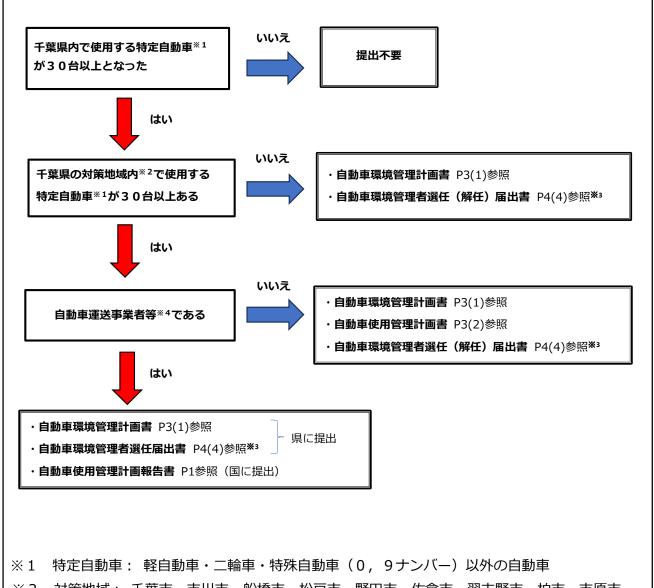
自動車NOx・PM 法に基づく千葉県内の対策地域

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、 鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、白井市

※3自動車運送事業者等とは

道路運送法の規定による自動車運送事業者または貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者

2. 提出書類確認用フローチャート



- ※ 2 対策地域: 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、白井市
- ※3 自動車環境管理者選任(解任)届出書については、一度提出されており、それから変更がなければ提出不要です。
- ※ 4 自動車運送事業者等:道路運送法の規定による自動車運送事業者 または貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者
 - ※ 翌年度からは年度末(3月31日)のデータに基づいた自動車環境管理実績報告書等を 作成し、提出ください。

3. 提出書類の種類と提出期限

様式の作成方法はP6以降にあります。

(1) 自動車環境管理計画書(千葉県環境保全条例【第55条の2】)

令和7年度までの排出量の目標値や代替計画等を記入した計画書を提出してください。

【対象となる事業者】

千葉県内の事業所において特定自動車(軽自動車、二輪車、特殊自動車(0,9 ナンバー)及び被けん引車を除く自動車)を30台以上使用している特定事業者

【提出期限】

該当することとなった日から90日以内又は前に提出した計画書の計画期間が 満了した日から60日以内。

※翌年度から毎事業年度ごとに自動車環境管理実績報告書を提出する義務があり ます。

(2) 自動車使用管理計画書(自動車NOx・PM法【第33条】)

法で定める第一号様式を提出してください。 なお、本様式は自動車環境管理計画書と同一のファイルにあります。

【対象となる事業者】

自動車 NOx・PM法で規定する千葉県内の対策地域内を使用の本拠として 特定自動車を30台以上使用している**自動車運送事業者等以外**の特定事業者

【提出期限】

該当することになった日又は前に提出した計画書の計画期間が満了した日から 3か月以内

※翌年度から毎事業年度ごとに自動車使用管理状況報告書を提出する義務があり ます。

(3) 自動車環境管理者選任届出書(千葉県環境保全条例【第55条の5】)

特定事業者は、次の職務を行わせるため、「自動車環境管理者」を選任しなければいけません。

- ア 自動車環境管理計画書に記入された事項の実施状況の把握
- イ 自動車環境管理計画書に記入された事項について、自動車の運行等に 従事する者への指導及び助言
- ウ 自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために必要な業務

自動車環境管理者を選任又は解任した場合は届出をしてください。

【対象となる事業者】

特定事業者

【提出期限】

自動車環境管理者を選任又は解任した日から60日以内

(4) 自動車環境管理計画書変更届出書(千葉県環境保全条例【第55条の2】)

提出した自動車環境管理計画書の内容を計画期間途中に変更した場合は届出をして ください。詳細につきましては大気保全課までお問い合わせください。

TEL: 0 4 3 - 2 2 3 - 3 5 5 7

【対象となる事業者】

自動車環境管理計画書を提出した後、その内容に変更があった特定事業者

【提出期限】

自動車環境管理計画書の内容を変更した日から60日以内

4. 届出様式と提出方法

(1) 届出様式の入手方法

下記様式については千葉県のウェブサイトからダウンロードができます。

タイトル:「県内で30台以上の自動車を使用している事業者の届出義務」

(URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyoukanri/kankyoukanri.html)

- (1) 自動車環境管理計画書・自動車使用管理計画書(同一ファイル)
- (2) 自動車環境管理者選任(解任)届出書
- (3) 自動車環境管理計画書変更届出書(該当時のみ)

(2) 自動車環境管理計画書等の提出方法

以下の①~③のいずれかの方法により電子データで提出してください。

① 〈Eメール〉

様式を添付して下記のメールアドレスあて送付してください。 E メールアドレス car2@mz.pref.chiba.lg.jp

※メールの件名は「自動車環境管理計画書等の提出」としてください。

② 〈電子申請〉

「ちば電子申請サービス」を利用して提出してください。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/

手続き名:「千葉県環境保全条例」及び「自動車NOx・PM法」に基づく

計画書・報告書等について

※「ちば電子申請サービス」については以下のホームページをご覧ください。 URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/jousei/tetsuzuki/denshishinsei.html 詳しい操作方法やご質問については、コールセンターまでお問合せください。

【受付時間】平日 9:00~17:00 (年末年始除く) 固定電話 0120-464-119(フリーダイヤル) 携帯電話 0570-041-001(有料)

③ <郵送>

様式のファイルを CD-R・CD-RW・DVD-R・DVD-RW いずれかに格納し、郵送してください。(返却不可)

【送付先】 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県環境生活部大気保全課自動車環境対策班(本庁舎 3 階)

【問い合わせ先】

千葉県環境生活部大気保全課 自動車環境対策班

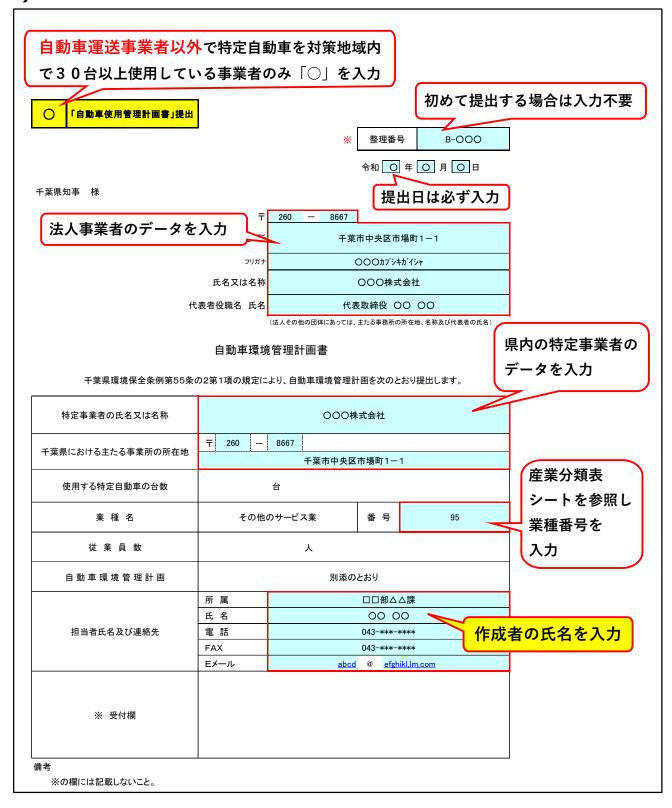
TEL 043-223-3557

Eメール car2@mz.pref.chiba.lg.jp

5. 自動車環境管理計画書の作成方法

※PDFで作成する場合は、手引き上の「自動入力」部分も記載の必要があります。

A) 計画表紙シート



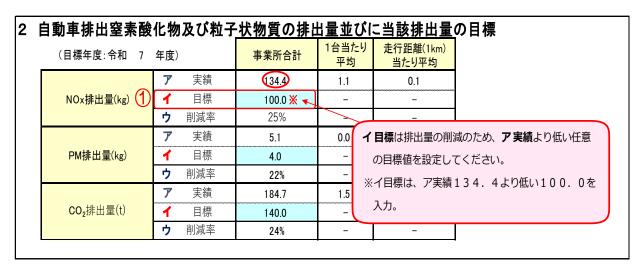
※整理番号は審査後にお知らせしますので、提出時は空欄でかまいません。

※内容に不明な点等がある場合、県からお問い合わせをすることがありますので、「担当者及び連絡先」については、**作成者の方の氏名・連絡先を入力してください。**

B) 計画事業所シート

1事	業所別	リの自	動耳	[の	伏況			計画した年月日を入力してください															
令和	0	年	0	月	0	日現在	4																
	事業所=	コード					1	2		;	3	4											
	事業所 名称						社	東葛飾															
	事業所 所在:					千葉市 場町1-	中央区市 - 1	松戸市小	根本7	\mathcal{V}	千葉	県内の	の事業所										
事	事業所の連絡先 連絡先															043-22	23-3557	047-***	-****			ータを	
	従業員	員数		70 50				20			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	<i>y</i> , (
種	重類 車両重量			種類 車両重量			合	計	£	数	台	汝	台	数	台数								
· 追	普 通 1.7t以下 貨 1.7t超~																						
当	ī V	1.7t; 2.5t)	_																				
1:	£							I															
科	種 1.7t超~ 自 2.5t以下 動																						
車		3.5	超	į	5			動	入	力													
	乗用自動	 動車		6	1	•	48	13	1														
	合 計						40	23															

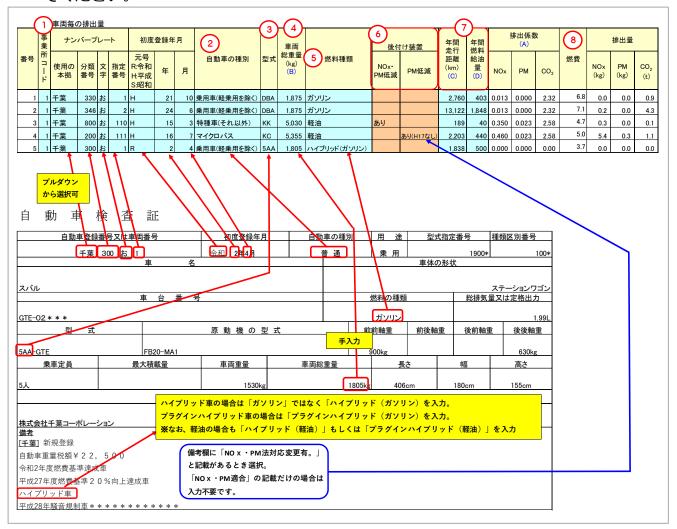
C)計画排出量シート①



- ① **イ** 目標…目標最終年度(令和7年度)における目標値は、「ア 実績」の事業所合計を参考に、実績値より少ない値で設定してください。
 - ※「ア 実績」・「ウ 削減率」は自動計算のため入力不要です。

C)計画排出量シート②

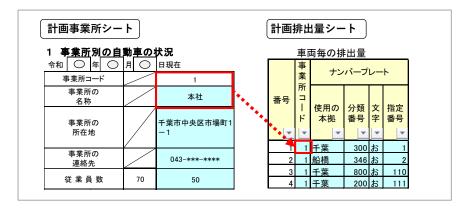
※作成にあたっては「自動車検査証」をお手元に用意し、内容を確認しながら入力をしてください。



①事業所コード

事業所コードは「計画事業所シート」を参照し、入力してください。

例)本社で使用している車両の場合、「計画事業所シート」の事業所コードは「1」 なので「計画排出量シート」の事業所コードは「1」を入力



②自動車の種別

ナンバープレートの「分類番号」を入力すると「自動車の種別」がプルダウンメニューで自動的に抽出され選択できます。なお、2 ナンバーと 8 ナンバーは 2 種類抽出されますので、〈参考〉を確認し選択してください。



く参考>

1ナンバー …「普通貨物車」

3、5、7ナンバー…「乗用車(軽乗用を除く)」

4、6ナンバー …「小型貨物車」

2ナンバー … 「大型バス」(乗車定員が30人以上)

「マイクロバス」(乗車定員11人以上29人以下)

8ナンバー … 「特種車 (乗用系)」(乗用車・バスをベースにしたもの)

「特種車(それ以外)」(バン・トラック等をベースにしたもの)

千葉 100

59 - 54

分類番号

0、9ナンバー …「特殊自動車」※報告対象外

③型式

「型式」欄のハイフンより前のアルファベットや数字の1~3文字を入力してください。

(プルダウンメニューから選択もしくは半角入力)



4)車両総重量

「車両総重量」欄の数値を記入してください。単位は kg です。

※「車両重量」と間違えないように注意してください。

⑤燃料の種類

車検証を確認してプルダウンメニューより選択してください。

※「ハイブリッド車」または「プラグインハイブリッド車」の場合は、「燃料の種類」 と**車検証の備考欄**の記載で確認してください。(下記の図を参考にしてください)





⑥ 後付け装置

■ NOx·PM 低減

下記のように車検証の「備考」欄に「NOx・PM 法対応変更有」等の記載があれば「あり」を選択。

備考

[千葉]

使用車種規制[NOx・PM]適合 NOx・PM法対応変更有。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。

■ P M 低減

九都県市指定粒子状物質減少装置を装着している場合「あり」を選択。

なお、車検証では装着確認が出来ないため、⑦装置装着証明書の有無もしくは⑦車 両ステッカーの貼付で確認をしてください。

⑦ <装置装着証明書例>

装置メーカー	△△自動車株式会社										
装置名	□□□□ 指定番号 ○○○−C										
車台番号 AA1ABC00001 装着年月日 平成20年6月30日											
装着施工会社名・住所・電話番号											
千葉市中央区中央〇丁目〇番地											
○○○○株式会社整備工場											
	電話番号043-123-4567										



※装着した事業者によって書式は異なります

⑦年間走行距離・年間燃料給油量

年間走行距離・年間燃料給油量は直近1年間の実績を入力してください。数値の把握ができない場合は、直近1か月のデータを12倍するなど、出来るだけ実績に近い数値を算出して入力してください。

なお、給油量はガソリン・軽油は「リットル」、LPG・メタノールは「キログラム」、CNG は「立方メートル」で入力してください。

※「燃料の種類」が電気または燃料電池の場合は、年間燃料給油量に「0」を入力してください。

⑧燃費

「計画排出量シート」に入力されたデータにより自動計算されます。数値が赤字で表示された場合には、年間走行距離と燃料給油量の値に誤りがないか再度ご確認ください。

D) 計画代替シート

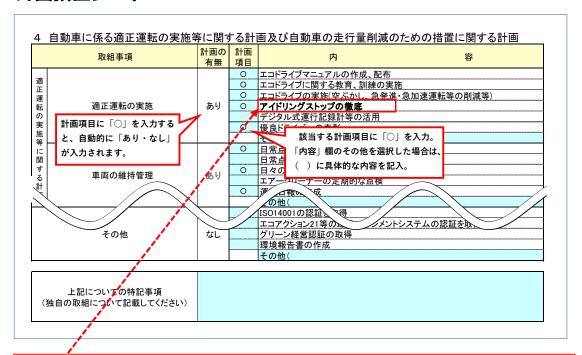
3 特	定自動車の		車~	<u> への</u> 代	言替力	十画人	なび [自動	車に	対す	る排	出ガ	ス低	減場	<u> </u>
		現状の 台数	令和	3年度	令和	4年度	令和	5年度	令和	6年度	令和:			合	
		令和 年 月 日	減少 台数	新規 使用 台数	減少 台数	新規 使用 台数	減少 台数	新規 使用 台数	減少 台数	新規 使用 台数	減少 台数	新規 使用 台数	減少 台数	新規 使用 台数	提出した年度から令和7年度
3	天然ガス		Г										0	9	までの低公害車への代替計画
ハイブリッド												_			を記入してください。
プラグィ	インハイブリッド	自											0	0	0
グ〜 イハ ンイ ガ	新☆☆☆												0	0	0
ブリッドン	新☆☆☆☆	動											0	0	例)令和6年度に計画書を提出
リッド自動 車及 - LP	新☆☆☆☆☆	7											0	0	│
動び G 車プ		入											0	0	0
リッド自のインハーのイントーのイントーのイントーのインドーのインドーのインドーのドーのドーのドーのドーのドーのドーのドーのドーのドーのドーのドーのドーのド	新長期	カ											0	0	0
ハびリップニック	新☆ (新長期)												0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち低公害車の合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち排出ガス低減装置装 着車の合計		0											0	0	0

車両の区分は以下を参考にしてください。(ハイブリッド・プラグインハイブリッド車以外)

(説明文中の「アルファベット3桁」とは、車検証の型式欄のハイフンより前のアルファベットまたは数字を表します。)

ガ	新☆☆☆	アルファベット3桁で「C、M、4」から始まるもの									
ガソリン	新☆☆☆☆	アルファベット3桁で「D、R、5」から始まるもの									
L P	新公公公公公	アルファベット3桁で「6」から始まるもの									
G	他 (低公害車以外)	上記3つは終当しないもの									
	新長期	アルファベット3桁で下記3つ (新☆ (新長期)、ポスト新長期 H28・30規制) (ご該当しないもの									
軽	新☆ (新長期)	アルファベット3桁で「N」又は「P」又は「B」から始まるもの(ステッカーは3種類有)									
油	ポスト新長期	アルファベット3桁で「L、F、M、R、S、T、Q」から始まるもの									
	H28・30 規制	アルファベット3桁で「2、3、4、5、6」から始まるもの									
	他(低温車以外)	上記4つは対しないもの									

E) 計画措置シート



「アイドリングストップの徹底」について

千葉県の条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務付けられています。

計画項目の内容に「アイドリングストップの徹底」と記載がありますので、運転者に<u>「自動車を駐車または停車する際、エンジンを停止する」ということの周知を徹底してください。</u>

自動車環境管理計画書 Q&A

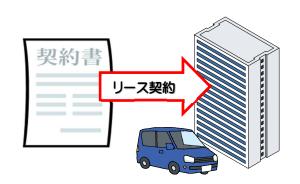
- Q 1. 事業所が複数あり、各事業所の使用台数が 30 台 未満の場合、提出は必要ですか。
- A 1. 事業所ごとの使用台数が 30 台未満であっても 県内にある事業所の使用台数が合計 30 台以上で あれば**提出が必要**です。
 - 例) 柏事業所(10台) 銚子事業所(13台)・ 君津事業所(10台)の合計で33台使用 している→**提出が必要**(右図参照)



- 2. 本社が県外の場合、提出は必要ですか?
- A 2. 他県に本社があっても、県内に事業所が あり、車検証の「使用の本拠の位置」が 県内の場合は対象となります。
 - 例)東京に本社があるが、千葉支店で 32台使用している→**提出が必要** (右図参照)



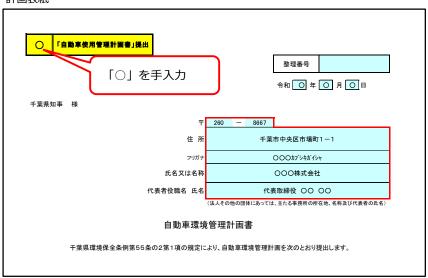
- Q3. **リース (レンタル) の車両は対象になりま すか?**
- A3. 車検証の「使用の本拠の位置」が千葉県内の場合、対象車両となります。 ※但し、自動車環境管理計画書を作成する際に契約しているものに限ります。



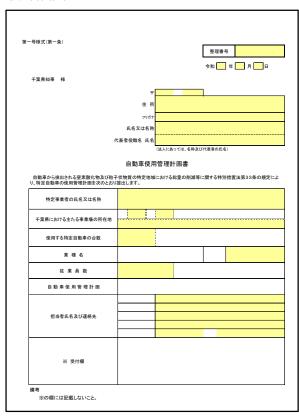
6. 自動車使用管理計画書の作成方法

「自動車環境管理計画書」の Excel ファイル内「使用計画表紙」シートは、「計画表紙」シートの「自動車使用管理計画書」提出に「○」を入力すると、**自動的に**作成することができます。(P7 参照)

計画表紙



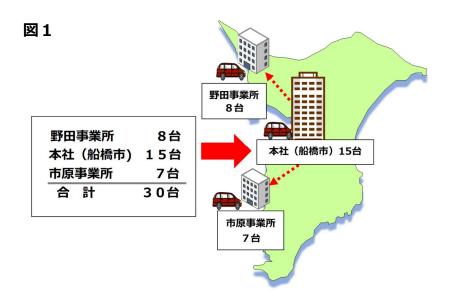
使用計画表紙



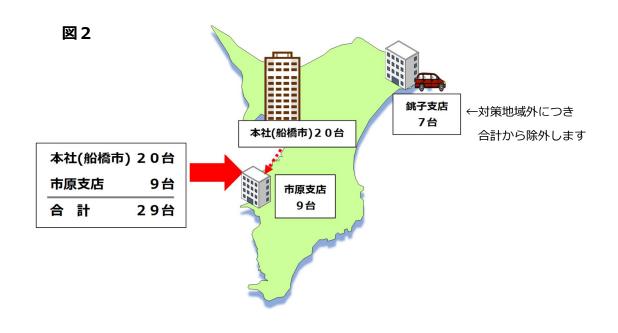
- ・台数と従業員数以外は「計画表紙」に 入力した内容が反映されます。
- ・台数と従業員数は、「計画事業所」や 「計画排出量」シートの数値が反映されます。(対策地域の数値のみ)

自動車使用管理計画書 Q&A

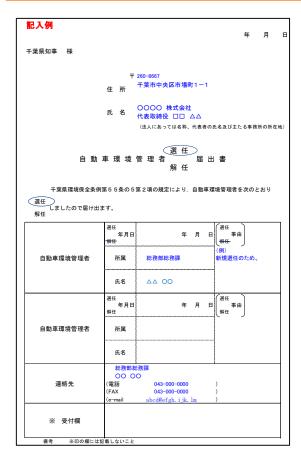
- **Q 1. 自動車使用管理計画書を提出する必要があるかどうかはどう判断すればよいですか?**
- A 1. 自動車運送業等以外の事業者で、車検証の「使用の本拠の位置」が千葉県内の**対策** 地域となっている自動車の合計が 3 0 台以上の場合は**提出が必要**です。
 - 例1)野田事業所(8台)・本社(15台)・市原事業所(7台)の合計で 30台使用している→**提出が必要**(下図1参照)



例 2) 本社 (2 0 台)・市原支店 (9 台)・銚子支店 (7 台) で使用している →**提出不要** (下図 2 参照)



7. 自動車環境管理者選任・解任届出書の記入例

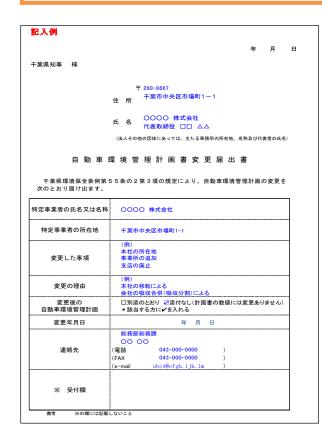


自動車環境管理者を選任する際に届出をして ください。

自動車環境管理者とは・・

- ① 自動車環境管理計画書について実施状況を把握している
- ② 自動車の運行等に従事する者に指導及び助言をしている
- ③ 自動車の使用に伴う環境負荷の低減するための業務をしている

8. 自動車環境管理計画書変更届出書の記入例



下記の例のように、自動車環境管理計画書の 内容に変更あった場合は届出が必要となります。

例) 氏名又は名称の変更 所在地の変更 分社化・合併 使用車両の大幅な増減など

なお、変更内容によって自動車環境管理計画書 の提出が必要になる場合があります。

詳細については大気保全課まで、お問い合わせ ください。

TEL: 043-223-3557